

# 令和6年度 長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

## (令和8年4月就職予定者)

### 支 援 候 補 登 録 者 募 集 要 項

将来の長崎県の地域経済を牽引する産業界のリーダー的人材の確保・定着を進めるため、大学などを卒業後、県内企業へ就職した若者に対し、大学等在学中に受給した奨学金の返済を支援する制度です。

今回は本制度の利用を希望し、支援候補者の登録を希望する方を募集します。(後述のSTEP1)

#### 目 次

1. 制度の概要	2
2. 今回募集「STEP1 支援候補者の登録」	3
3. <参考1>STEP2 支援候補者の認定	5
4. <参考2>STEP3 就業状況報告	6
5. <参考3>STEP4 補助金申請	7
6. <参考4>産業人材育成奨学金返済アシスト事業 Q&A	9
7. 応募・問合せ先	11

## 1. 制度の概要

### (1) 制度の概要

対象奨学金を受給して大学等<sup>(注)</sup>を卒業した後、対象業種の県内企業に正規雇用され、一定期間以上県内で就業・居住するなどの要件を満たした者に対し、大学等在学中に受給した奨学金の返済額の1/2（上限150万円）を支援します。

(注) 大学等＝大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程）

#### ◆対象奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金（入学時の一時金は対象外）
- ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
- ③ 生活福祉資金貸付金のうち教育支援費（就学支度費は対象外）

#### ◆対象業種

対象業種
① 製造業
② 情報サービス業
③ インターネット付随サービス業
④ 保険業・金融業、BPO企業 <sup>(注1)</sup> 等 ※県と立地協定を締結し、県内に誘致した企業 <sup>(注2)</sup> に限る
⑤ 建設業
⑥ 卸売業・小売業 ※建設材料、鉱物・金属材料、機械器具等、製造業・建設業と密接に関連した企業に限る
⑦ 学術研究、専門・技術サービス業 ※土木建築サービス業、機械設計業、非破壊検査業等、製造業・建設業と密接に関連した企業に限る
⑧ 観光関連産業（宿泊業、旅行業、観光関連団体、観光施設等）

(注1) BPO企業・・・主に総務、経理、人事・採用、コールセンターなどの業務を企業等から専門的に請け負う企業

(注2) 対象となる誘致企業一覧は以下のURLより確認できます。

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/12/1734489453.pdf>

※企業が対象かどうかは個別に判断しますので、お問い合わせください。

## ◆支援金額

大学等在籍中に受給した対象奨学金返済額（入学時の一時金及び利息を除く。）の1/2以内（上限150万円）とします。

※高等専門学校については、4学年以降に受給した額が対象です。

※対象奨学金を複数受給した場合は総額で算定します。

## ◆支払時期

県内の対象業種に就職した後、3年間勤務後に支援金の半額（奨学金返済予定額の1/4）を支給し、さらに3年間勤務後（通算6年間勤務後）に残りの半額を支給します。

（上限150万円）

## ◆その他

- ・支援金は支援対象者本人に直接支払います。
- ・本事業と他の奨学金返済支援制度を併用する場合、本事業による支援額は、奨学金の総額から他の奨学金返済支援制度による支援額を差し引いて算定します。

◆奨学金返済支援までの流れ（令和8年4月就職予定者用）



## 2. 今回募集「STEP1 支援候補者の登録」

**奨学金返済支援を受けるためには、あらかじめ本要項に基づき、支援候補者へ登録する必要があります。**

**登録をせず、支援候補者への認定申請はできません。**

また、登録することだけで支援が決定するものではなく、対象業種へ就職後、遅滞なく所定の手続きが必要です。

認定申請者が多数の場合は、選考の上、支援候補者を認定します。

本制度に登録する者は、次に掲げる登録要件を全て満たす者

#### <登録要件>

【1】令和7年4月時点で大学等に在籍している者で、対象奨学金を受給している大学生等

【2】令和8年3月に大学等を卒業かつ令和8年4月に就職予定の者

【3】対象業種の県内事業所で正規雇用としての就業及び県内定住を希望する者

※大学等は大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程）を指します。

上記以外の職業訓練校、専門学校（一般課程）などは対象外となります。

【4】支援候補者に登録された場合、次の①～③に同意する者

- ① 氏名、連絡先（住所及び電子メールアドレス）、学校に関する情報（学校、学部学科名、卒業予定時期等）を「アシスト企業」へ提供すること

「アシスト企業」とは、奨学金返済アシスト事業の趣旨に賛同し、寄付にご協力いただいた企業・団体の内、対象業種に含まれる企業をいいます。

- ② 県及びアシスト企業から郵便又は電子メール等により就職関連情報、企業情報等を送付、送信すること

- ③ 県から連絡する各種の事務手続きを期限までに行うこと

期限までに手続きを行わなかった場合、予告なく登録は失効します。

## (2) 登録申請期間

令和6年12月20日（金）～令和7年3月31日（月）17時（※期限厳守）

## (3) 登録申請方法

以下の URL から電子申請システムで申請してください。

URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=7011](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7011)

### ◆申請内容

- ・申請者情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス）
- ・緊急連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号）
- ・在学学校（学校名、学部、学科、専攻、所在地）  
※在学学校・学年を証明する書類（学生証、在学証明書等）の写しの添付が必要。
- ・借受奨学金（名称、金額、借受期間）
- ・同意事項
- ・確認事項
- ・その他質問事項

#### (4) 登録者の決定

要件を満たしているかを確認の上決定し、電子申請システムにより通知します。  
登録者には個別の番号を付与しており、今後の手続きに必要なため、大切に保管してください。  
登録通知には有効期限があり、期限までに認定申請の手続きが必要です。

##### <登録有効期間>

登録通知日～令和8年5月31日（認定申請期限）

#### (5) 変更事項について

- ・登録決定後、住所や連絡先等に変更がある場合には、事由が発生後1か月以内に変更手続きが必要です。変更手続きの方法については登録決定通知時にお知らせします。
- ・登録は有効期間を過ぎた場合は自動的に失効します。
- ・変更の届出手続きを行わなかったことによるトラブル、不利益等に関して、県はその責を負いません。

### 3. <参考> STEP 2 支援候補者の認定（登録者のみ認定申請可能）

#### (1) 認定対象者

次に掲げる認定要件1・2を全て満たす者

##### <認定要件>

【1】STEP 1において、登録者の決定を受けており、登録の有効期間内であること。

【2】大学等在学中に対象奨学金を受給した者で、令和8年3月に大学等を卒業し、令和8年4月に対象業種の県内事業所で正規雇用としての就業及び県内に居住していること。

##### <注意点>

登録者で、上記認定要件を満たさない者は以下のとおりとします。

① 卒業時期が延期になった場合

該当の就職年において、再度新規で登録者への申請が必要です。

令和9年4月就職予定者の登録申請期間は、令和7年12月～令和8年3月頃予定です。

令和8年度途中で卒業の場合は個別にお問い合わせください。

② 大学等を卒業後、県外企業への就職、県外事務所への配属、未就職の場合

所定の手続きの上、最大3年間（～令和11年5月31日まで）、登録有効期間の延長が可能です。※ただし令和11年4月1日までに認定要件を満たす必要があります。

※通常の登録有効期間は～令和8年5月31日

#### (2) 認定人数

70名程度

※募集人数を上回る応募があった場合には所定の審査により認定者を決定

### (3) 認定申請期間

令和8年4月1日(水)～令和8年5月下旬予定

※正式な期日は別途登録者にお知らせします。

### (4) 認定申請方法

電子申請システムでの申請。 ※申請 URL は別途登録者にお知らせします。

### (5) 認定者の決定

申請期間終了後に、所定の審査の上、支援候補者を認定し、審査結果を電子申請システムにより通知します。

また、支援候補者として認定された者には、通知文書に個別の認定番号を記載しています。後々の手続きに必要ですので、通知文書は大切に保管しておいてください。

※認定だけで支援が決定するものではありません。

### (6) 変更事項について

・認定申請時から住所や連絡先等に変更がある場合には、事由が発生後1か月以内に変更手続きが必要です。

### (7) 重要：認定取消事由

以下の認定取消事由に該当した場合は、予告なく認定を取り消します。

- 【1】県から連絡する各種の事務手続きを期限までに行わなかった場合
- 【2】申請された連絡先のいずれにおいても連絡が取れなくなった場合
- 【3】対象奨学金の返済を延滞し、その期間が1年を超えた場合
- 【4】対象奨学金の返済が免除された場合
- 【5】本人から支援を辞退する旨の申出があった場合
- 【6】申請内容に虚偽の内容が含まれると判明した場合
- 【7】認定要件を満たさないことが明らかになった場合
- 【8】法令等に違反するなど、認定者として不適切であると認められる場合

## 4. <参考> STEP3 就業状況報告

### (1) 就業状況報告対象者

認定者のうち対象業種へ就職した2～7年目の方

## (2) 就業状況報告期間

4月～6月末（正式な期日は認定者にお知らせします。）

※ただし、大学等を卒業後、県外企業への就職、県外事務所への配属、未就職の場合などの除外期間があった関係で、支援要件を満たす期間（満3年、満6年）が、上記期間以降になる場合には、満たした時点から3か月以内にご報告ください。

## (3) 就業状況報告方法

電子申請システムでの申請。 ※申請 URL は認定者にお知らせします。

# 5. <参考> STEP4 支援金の申請（補助金交付申請）

## (1) 支払対象者

次に掲げる支払要件を全て満たす者

### <支払要件>

- 【1】STEP 2において、支援候補者として認定されていること。
- 【2】対象業種の県内企業に正規雇用され、県内就業期間及び県内居住期間が3年以上又は6年以上継続すること。
- 【3】認定取消事由1～8のいずれにも該当しないこと。

### <注意点> 重要：離職や転職の場合などの取り扱い

一旦支援要件を満たした後、下記ア・イの期間が生じた場合は、以下の取り扱いとします。

- ・県内就業期間及び県内居住期間から除外する
- ・一定期間を超えた場合は認定取消とする

#### ア) 離職期間、非正規雇用期間及び対象外企業での就業期間

上記期間が累計1年を超えると認定取消となります。

#### イ) 転勤等による県外居住期間

上記期間が累計3年を超えると認定取消となります。

※ 県内事業所に在籍したままの県外への長期出張など、合理的な事由による一時的な県外居住は、県内居住の継続とみなしますので、個別にご相談ください。

※ 期間の計算は、ア又はイに該当することとなった期間ごとに、その期間の初日を起算日として1ヶ月単位で行い、1ヶ月に満たない日単位の端数がある場合、15日未満は切り捨て、15日以上は切り上げて計算します。

## **(2) 補助金申請期間**

支援要件を満たした日から3か月以内

## **(3) 提出書類**

- 交付申請書（様式第1号）
- 口座申出書（様式第2号）
- 住民票の写し（提出前30日以内に発行されたもの）
- 奨学金の返還を証する書類（貸与機関が発行する「奨学金返還証明書」の写し等）
- その他知事が特に必要と認めるもの

## **(4) 提出方法**

紙により、郵送及び持参にて提出

## 6. <参考2> 産業人材育成奨学金返済アシスト事業 Q&A

### 【応募（申請）関係】

	Q	A
1	支援候補者に登録された場合、支援が決定するのか。	登録することだけで支援が決定するものではなく、対象業種へ就職後、遅滞なく所定の手続きが必要です。 就職後の認定申請時の応募者が多数の場合は、選考の上、支援候補者を認定する場合があります。
2	支援候補者の登録後に他の対象奨学金の申し込みを行う予定だが、本事業の支援候補者であれば、必ず奨学生として採用されるのか。	各奨学金の審査と本事業の審査は別のものであり、本事業の支援候補者として登録していても、各奨学金の貸与基準を満たしていない場合は、奨学生として採用されない場合があります。
3	支援候補者に登録決定された場合、就職後の奨学金返済は猶予されるのか。	本事業の支援候補者として認定されたからといって返済猶予にはなりません。約定に従って返済を行ってください。
4	入学時の一時金と奨学金の利息は支援対象となるのか。	入学時の一時金や奨学金の利息、奨学金の返済を延滞した場合の延滞金は支援対象外です。
5	長崎県内で働きたいと考えているが、現時点ではまだはっきりしません。応募できるのか。	応募時点において、長崎県内の対象業種へ就職することを少しでも検討されている方であれば応募可能です。
6	現在大学院1年生だが、大学時代にも対象奨学金を受給していた。支援を受けられる対象は大学院時代のみか。大学の時からの合計か。	大学等の入学から大学院卒業までに受給した対象奨学金全体が対象となります。
7	本事業と他の奨学金返済支援制度を併用できるのか。	併用できますが、本事業と他の奨学金返済支援制度を併用する場合、本事業による支援額は、奨学金の総額から他の奨学金返済支援制度による支援額を差し引いて算定する場合があります。

【支援候補者・支援対象者について】

	Q	A
1	支援候補者に登録されたが、就職活動に制限を受けるのか。	就職活動の制限はありません。県が主催する就職関連イベント等へは積極的な参加をお願いします。
2	支援候補者に登録されたが、卒業後3年間を超えても支援要件を満たす就職をしなかった場合、ペナルティー（罰則）はあるのか。	支援候補者としての登録が取り消され、本制度による支援が受けられなくなりますが、それ以外のペナルティーはありません。未就職の期間が3年間を超えた場合には、支援候補者認定取消の申請を行ってください。
3	就職希望先の企業が、本事業の対象企業かどうか確認したい。	企業の実態に応じ個別に判断する必要がありますので、判断に迷う場合はお気軽にお問合せください。
4	大学生のときに支援候補者へ登録後、大学院に進学することになった。支援を受けることができるのか。	登録には有効期間が設定されております。今後の就職時期に合わせて、あらためて登録申請が必要です。
5	自ら起業した（事業主となる）場合は対象となるか。	会社の登記事項証明書、確定申告書の写し、必要に応じて現地調査などにより対象業種での起業等であることが確認できる場合には対象となります。
6	県内の対象業種に就職し、3年間勤務後に1回目の支援を受け、その後都合により退職した。6年間の勤務を満たさないが、1回目の支援金の返還が必要か。	1回目に支援を受けた支援金の返還は求めません。 なお、退職後、離職期間が1年を超えないうちに再就職し、就業・県内居住の通算期間が前職での期間も含めて6年に達すれば、時期は遅れますが2回目の支援も受けることができます。再就職先でも業種や職種、雇用形態（正規雇用）の全てが本事業の対象要件を満たす必要がありますが、退職事由が次の①、②に該当する場合、正規雇用での再就職であれば業種・職種は問いません。 ① 勤務先の倒産等、会社都合による退職 ② 勤務先が県外へ移転（勤務先の県内事業所が閉鎖され県外事業所へ統合された場合等を含む）した場における、県内に居住し続けるための退職
7	産前産後休暇や育児休業、病気休業等の期間は、支援要件を満たす期間の計算に含まれるのか。	対象業種の県内企業に在籍したままの休暇や休業は、支援要件を満たす就業・期間（支援要件充足期間）として、期間計算に含まれます。

## 応募・問合せ先

長崎県 産業労働部 未来人材課 産業人材育成奨学金返済アシスト事業 担当者まで

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

電 話 095-895-2731

ファクシミリ 095-895-2582

電子メール [ashisuto@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:ashisuto@pref.nagasaki.lg.jp)